

第2部会（議会・市長部会）検討項目と検討ポイント
（参考資料）

議会

議会の設置（憲法に規定あり）

- ・選挙による議員で構成
- ・市の意思決定機関としての設置

議会の権限

- ・予算等重要事項の提案、決議
- ・立法の権限
- ・執行機関の監視・けん制等
- ・市政に関する調査等

議会の責務

- ・自治、市民生活の向上等の努力
- ・二元代表制の確立

議会運営

- ・運営方法
- ・執行機関との連携
- ・市民との協働

議会の情報公開

- ・市民に対する情報の公開、説明責任

議会への市民参加

- ・市民等の傍聴、広聴等
- ・市民との協働による活動

議会の附属機関等の設置

- ・必要な機関の設置・運営
- ・附属機関との連携

議員の責務

- ・品位・名誉・行動規範（市民の手本）
- ・市民利益の追求
- ・自己研鑽、活力の維持・向上

議員定数等

- ・適正化の努力
- ・女性議員
- ・議員構成の多様化

市長

市長の設置

- ・市の代表性（憲法に規定あり）

市長の権限

- ・予算等重要事項の議会への提案
- ・立法の権限
- ・政策推進の権限
- ・市を代表する権限

市長の責務

- ・自治、市民生活の向上等の努力
- ・安定した市政運営の遂行
- ・各種機関との連携

上記、項目（～で示した事項）ごとに、検討ポイント（・～で示した事項）が考えられます。もちろん、これらだけではありませんが、ひとつの取っかかりとしてお考えください。